D_tは、期間tに対応するディスカウント・ファクター（期間tが経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、D_0の値は一とする。以下この節において同じ。）

EE_tは、期間tにおける取引相手方に対する期待エクスポージャー（以下この節において同じ。）

二　特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\ CS01_i = 0.0001 \times t_i \times EXP\left(-\frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}}\right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} - EE_{i+1} \times D_{i+1}}{2}\right)$$

（ｉ＜Ｔのとき）

$$Regulatory\ CS01_T = 0.0001 \times t_T \times EXP\left(-\frac{s_T \times t_T}{LGD_{MKT}}\right) \times \left(\frac{EE_{T-1} \times D_{t-1} + EE_T \times D_T}{2}\right)$$

（ｉ＝Ｔのとき）

三　パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\ CS01 = 0.0001 \times \sum_{i=1}^{T}\left(t_i \times EXP\left(-\frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}}\right) - t_{i-1} \times EXP\left(-\frac{s_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)\right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} - EE_i \times D_i}{2}\right)$$

5　前項の規定にかかわらず、第四十九条第六項（第百三十四条第五項又は第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間をt_Tとし、当該ネッティング・セットの将来ＥＰＥをEE_iとしなければならない。

6　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7　前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベーシス・リスクを反映させなければならない。ただし、ＣＶＡリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

（適用除外）

第二百四十八条の五　前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2　カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

第二百五十二条第三項第十号中「第三条」を「第二条第三号」に改める。

第二百八十条の二第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百」に改める。

第二百八十条の三第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百・〇〇」に改める。

第二百八十条の四第一項中「第二百八十条の三」と」の下に「「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と」を加え、同条第三項中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百八十条の五の見出し中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改め、同条第一項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同条第二項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百八十条の五に次の一項を加える。

3　信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップスについては、第二百二十五条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百九十三条第一項中「第三項第十号に」を「同号に」に改め、同条第三項第五号ロ及びヘ中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「連結自己資本規制比率（第三条の算式により得られるものに限る。）」を「第二条第三号の算式により得られる比率」に改め、同条第五項中「金融庁長官が」の下に「別に」を加える。

附則第九条中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年三月三十日」に改める。

附則第十条後段を削り、同条の表を削る。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（連結自己資本規制比率に係る経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の平成二十二年金融庁告示第百三十号（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準。以下「新告示」という。）第二条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六	四・五
	四・五	四
	六	五・五

（資本調達手段に係る経過措置）

第三条　この告示による改正前の平成二十二年金融庁告示第百三十号（以下「旧告示」という。）第五条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であって新告示第六条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等（旧告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この条において同じ。）を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Ｔｉｅｒ１